

## 旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 高瀬 善朗
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別 添 設置許可証のとおり
--	------------------

### 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：平成 29 年度分 (単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	119.30	93.36	69.20	63.95	67.01	57.61	78.54	93.36				
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	57.98	196.22	182.95	101.49	362.63	172.93	181.22	196.22				
がれき類	39.76	54.67	42.74	89.98	44.40	74.77	119.72	54.67				
石綿含有産業廃棄物	0.00	2.84	3.32	2.79	0.36	1.07	0.84	2.84				
安定型混合物	45.51	198.20	40.93	58.70	417.16	59.07	105.67	198.20				
計	262.55	545.29	339.14	316.91	891.56	365.45	485.99	545.29				

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成 29 年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等		異常なし	—	—



ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項  
(周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況：平成 29 年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水上流部	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下				

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

**埋立処分開始後（周縁井戸 B）**

（状況：平成 29 年度分）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型地下水下流部	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下				

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることを

いう。  
 浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

**(浸透水採取設備)**

(状況：平成 29 年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	安定型処分場浸透水排水口	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下				

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
 浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

**生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。**

(状況：平成29年度分)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量 又は 化学的酸素要求量 (mg/l)
4月	安定型処分場浸透水排水口	平成29年04月14日	平成29年04月24日	2.3
5月	同上	平成29年05月12日	平成29年05月22日	2.4
6月	同上	平成29年06月14日	平成29年06月26日	3.7
7月	同上	平成29年07月12日	平成29年07月24日	4.3
8月	同上	平成29年08月09日	平成29年08月21日	3.6
9月	同上	平成29年09月13日	平成29年09月25日	2.9
10月	同上	平成29年10月11日	平成29年10月23日	3.4
11月	同上	平成29年11月08日	平成29年11月20日	3.9
12月				
1月				
2月				
3月				

**埋立処分終了後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について三月に一回以上測定し、かつ、記録すること。**

(状況：平成29年度分)

	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は 浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量
1回目	—	—	—	—
2回目	—	—	—	—
3回目	—	—	—	—
4回目	—	—	—	—

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：平成 29 年度分)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

(状況：平成 28 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	該当なし	—	—
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	該当なし	—	—